

# 名古屋芸術大学学術研究に係る行動規範

平成 27 年 4 月 1 日 施行  
令和 2 年 10 月 1 日 改正

## (研究者の行動規範)

### 1 学術研究活動への姿勢

- ① 研究者は、自己の知識・技術・経験を活かし、社会の信頼と要請に応えるべき責任を有する。
- ② 研究者は、芸術及び人間発達に関する専門知識の修得、さらに総合的教養修得に努め、研究水準の向上を図る。
- ③ 研究者は、競争的研究資金獲得に向けて努力し、常に所属組織の研究環境改善に取り組む。
- ④ 研究者は、地域社会との連携事業に積極的に参加し、自己の研究を地域に還元するよう最善の姿勢を示す。

### 2 研究活動の公正性

- ① 研究者は、研究の立案・申請・実施・成果報告の過程において、誠実であり、研究成果のねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、常に自らを律する厳しい姿勢を保つ。
- ② 研究者は、研究費使用にあたり、法令と本学規則を遵守する。
- ③ 研究者は、研究活動において人種・性・思想・宗教などによる差別をなくし、個人の人格を尊重する。
- ④ 研究者は、自己の研究と相反する個人及び組織との利益の対立に注意をはらい、公共性を第一に考慮した対応をする。

### 3 研究成果の評価と公開

- ① 研究者は、研究目的とその使命を達成するため、自ら研究活動の点検・評価を行い、研究者相互の評価に積極的に参加する。
- ② 研究者は、自らの研究の果たす役割や意義を積極的に説明し、広く、社会に向けて研究成果を公開する責任を負う。

## (研究支援組織の責任体制)

### 1 研究支援組織

- ① 本学の研究支援組織は、教育研究支援チームとする。
- ② 競争的資金等の使用についての相談窓口は、教育研究支援チームとする。
- ③ 不正防止計画推進部署は、教育研究支援チームとする。

### 2 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの遵守

研究支援組織は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究者の研究活動の公正化を図り、円滑な研究遂行支援及び適切な研究費の機関管理を行うものとする。